

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部改正について

厚生労働省

「公衆浴場における衛生等管理要領」の改正

- 男女の混浴制限年齢の目安
「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」（厚生労働科学特別研究事業）やパブリックコメントの結果等を踏まえ、男女の混浴制限年齢の目安が「10歳以上」から「7歳以上」に改正
- 浴槽水の消毒剤
浴槽水の消毒剤として、モノクロラミン（結合塩素）が追加

「旅館業における衛生等管理要領」の改正

- 浴槽水の消毒剤
浴槽水の消毒剤として、モノクロラミン（結合塩素）が追加

栃木県

「公衆浴場法施行条例」の一部改正

- 混浴制限年齢の引き下げ
12歳以上 ⇨ 7歳以上

令和3年10月20日公布・令和4年1月1日施行

- 浴槽水の消毒剤の選択肢を追加
従来の遊離塩素以外に結合塩素（モノクロラミン）を追加

令和3年10月20日公布・施行

「旅館業法施行条例」の一部改正

- 浴槽水の消毒剤の選択肢を追加
従来の遊離塩素以外に結合塩素（モノクロラミン）を追加

令和3年10月20日公布・施行